（登録試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第七十二条の九　登録試験業者（法第四十四条第二項第二号に規定する登録試験業者をいう。以下同じ。）は、第七十二条の五第二項第二号（イを除く。）（前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第十四号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。　（新設）

（登録試験業者の地位の承継の届出）

第七十二条の十　法第四十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五号による届出書に登録試験業者の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。　（新設）

（登録試験業者の試験所の変更の届出）

第七十二条の十一　法第四十七第一項の規定による届出をしようとする登録試験業者は、別記様式第十六号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。　（新設）

（登録試験業者の業務の休廃止の届出）

第七十二条の十二　法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする登録試験業者は、別記様式第十七号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。　（新設）

（登録外国試験業者の登録に係る準用）

第七十二条の十三　第七十二条の二から第七十二条の五までの規定は法第五十四条の登録の申請について、第七十二条の六の規定は法第五十四条の農林水産省令で定める区分について、第七十二条の七の規定は法第五十六条において準用する法第四十四条の登録について、それぞれ準用する。　（新設）

（登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目）

第七十二条の十四　令第十三条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一　登録の審査のためその地に出張する者の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。

二　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。

三　登録の審査を実施する日数については、一日とすること。

四　旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。

五　農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。　（新設）

（登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）

第七十二条の十五　前条の規定は、令第十四条の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前条第一号及び第三号中「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。　（新設）

（登録外国試験業者の登録の更新に係る準用）

第七十二条の十六　第七十二条の五の規定は法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新の申請について、第七十二条の六の規定は法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分について、第七十二条の七の規定は法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第七十二条の五第二項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と読み替えるものとする。　（新設）